

阿蘇市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿蘇市広告料収入事業実施要綱（平成20年阿蘇市告示第30号、以下「要綱」という。）の規定に基づき、本市のホームページ（以下「ホームページ」という。）に対する広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 ホームページに掲載する広告物は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 要綱第3条の広告掲載の基準

(2) 別表に定める阿蘇市ホームページ広告掲載基準

(広告掲載に係るホームページ)

第3条 広告掲載を行うホームページ内の大きさ、位置、枠数等は、ホームページの目的を妨げない限度において、ホームページごとに市長が定めるものとする。

(広告物の制作及び経費負担)

第4条 広告物の原稿データは、広告掲載の承諾等を受けた者（以下「広告主」という。）は経費を負担するものとし、広告主又は広告代理店等は、市長の指定する仕様に従って制作し、市長に提出するものとする。

(広告の募集及び広告掲載の申込み)

第5条 広告の募集は、市長がホームページの管理状況等を勘案してその時期、枠数、仕様等を決定の上、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 広報誌

(2) ホームページ

(3) その他市長が必要と認めた方法

2 ホームページに広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、阿蘇市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）及び広告の原稿及びそれに伴う資料等を、阿蘇市と市長又は広告枠売買契約を締結した広告代理店等に申し込まなければならない。

3 前項の申込みを受けた広告代理店等は、阿蘇市広告料収入事業広告掲載基準に基づき、広告掲載の適否を決定し、適当と認める場合は、あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

(広告掲載の承諾)

第6条 市長は、前条第2項の阿蘇市ホームページ広告掲載申込書の提出を受けたときは、同条第1項の規定による募集の期間終了後、速やかに広告掲載に係る承諾の可否を決定し、その結果を広告掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、デザイン素材、ラフ・スケッチその他承諾の可否を判断するため必要な資料の提出を求めるものとする。

(広告原稿の変更)

第7条 市長は、前条第1項の広告掲載に係る承諾をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が第2条各号に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主又は広告代理店等に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載後の変更)

第8条 広告主がホームページ掲載後において広告内容を変更しようとするときは、あらかじめ広告掲載変更等申出書(様式第3号)により申し出て、市長の許可を得なければならない。この場合において、広告主が広告代理店等を介し広告掲載をしている場合において広告内容の変更をしようとするときは、当該広告代理店等を介して市の許可を得なければならない。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、広告掲載を行うホームページの種類、階層、アクセス数等を総合的に勘案し、広告物を掲載する枠ごとに市長が定めるものとする。

2 広告主又は広告代理店等を入札により決定する場合は、前項の規定にかかわらず最高額をもって落札した価格を広告掲載料とする。

3 広告掲載料は、広告掲載に係る契約の締結後、市長が定める日までに一括前納するものとする。

4 広告代理店等をもって行う広告掲載料は、広告代理店等が定め、広告主は、広告代理店等が定める手続に従い、広告代理店等に広告掲載料を支払うものとする。

(広告掲載の承諾の取消し)

第10条 要綱第10条に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告掲載料が前条第3項の市長が定める日までに納付されないとき。

(2) 広告物の原稿データが市長の指定する期日までに提出されないとき。

(3) 第7条の規定による広告物の内容等の変更に広告主又は広告代理店等が応じないとき。

(4) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取り下げ)

第11条 広告主又は広告代理店等は、広告掲載変更等申出書(様式第3号)により申し出て広告掲載を取り下げることができる。

2 要綱第9条の規定は、前項の規定により広告掲載の取り下げがなされたときに準用する。

3 前項の規定に関わらず、掲載を中止する等、緊急を要する場合は事後承認でよいものとする。

(広告掲載料の還付)

第12条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主又は広告代理店等の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を

解除したときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。